

倉敷市立琴浦南小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ 校長、教頭、教務、生徒指導、学年主任、担任を中心に対応を行っている。未然防止の取組をより強く推進するために、いじめの早期発見、また、ネット上のいじめの適切な対処のための教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 学校を挙げた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任以外にも養護教諭、カウンセラーも参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取り組みを行う。

（重点となる取組）

- ・ 外部講師による情報モラルや教育相談に関する職員研修を行う。・早期発見のためアンケートをもとに効果的な教育相談の実施を行う。
- ・ 積極的な生徒指導の取組（人間関係作り、自己肯定感の高揚等）と職員の研修を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 学校の基本方針をPTA総会で説明、学校の取組について保護者の理解を得る。
- ・ 学校評議員に児童の学校外での生活の情報提供してもらい、いじめの早期発見に努める。
- ・ 登下校の安全パトロールの方々との懇談の機会を設け、学校外での生活の見守りの際の情報提供をしてもらい、いじめの早期発見に努める。
- ・ 印刷物でいじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・ ネット上のいじめ携帯電話の正しい使い方等についての啓発のため懇談での研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・ 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正、相談窓口、発生した事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・ 年3回開催

〈いじめ対策委員会の内容の教職員へ伝達〉

- ・ 職員会議後の生徒指導連絡会・終礼で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校外 カウンセラー
- ・ 校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 県教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ ネットパトロールによる監視

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

〈連携機関名〉

- ・ 児島警察署

〈連携の内容〉

- ・ 定期的な情報交換、非行防止教室の実施

〈学校側の窓口〉

- ・ 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

（職員研修）

- ・ 教職員の指導力向上のため、外部講師を招き、ネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。

（居場所作り）

- ・ 授業や行事等の特別活動の中で誰もが活躍でき、認め合う場を設定することを通して、望ましい集団作りを行うと共に、自己肯定感を高める。
- ・ 人権週間や人権教育での継続的な取組を通して、周りの人を大切にしようとする心情や意欲を高める。

（情報モラル教育）

- ・ ネット上のいじめを防止するため、情報を発信する責任や適切に活用できるための情報モラルに関する授業を各学年で行う。

② 早期発見

（実態把握）

- ・ 児童の実態把握のために年2回アンケートと教育相談を行い、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。

（情報共有）

- ・ 児童の気になる変化や行為があった場合、職員会議や終礼でいつでも早急に情報共有できるようにする。

（相談体制の確立）

- ・ 担任以外にも養護教諭やカウンセラーの存在を周知させ、すべての教職員がきめ細かく声かけをし、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるよう、体制を整える。

③ いじめへの対処

（いじめの事実の確認）

- （いじめの組織的対応の検討をする。）
- （いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、いじめられた児童及び保護者への支援を継続的にする。）
- （いじめた児童の環境や人間関係を十分に把握し、保護者の協力を得ながら適切かつ毅然とした指導を行う。）
- （いじめられた児童やそれに関わった児童に対する事後指導や見守りを適切に行い、再発を防ぐ。）